

## 音楽・動画コンテンツのオンライン配信における権利処理

弁護士 宮澤昭介  
弁護士 鈴木和貴

### Question

COVID-19 の感染拡大に伴い、新たに音楽・動画配信サービスを行おうと思えます。どのような点に留意すべきでしょうか。

### Answer

音楽配信サービスは、サーバーに音源データを保存し、これをユーザーからの求めに応じて配信するサービスですので、楽曲に関する①著作権（複製権及び送信可能化権）、②実演家の著作隣接権及び③レコード製作者の著作隣接権の権利処理が必要となります。また、④CD のジャケット写真等を提供する場合には別途権利処理を行う必要があります。①楽曲の音楽著作権は、JASRAC や NexTone などの著作権等管理事業者に管理委託されていることが一般的で、著作権等管理事業者から許諾を得ることになります。

また、映像作品には多くの権利関係者が存在するため、動画配信サービスを行う際には、全ての権利について適切に権利処理することが重要となります。具体的には、配信する映像そのもの及び映像以外の部分（原作である小説、脚本、音楽等）に関する①著作権、②出演俳優等の実演家の著作隣接権、③映像に収録されている音源に関する著作隣接権の権利処理が必要となります。④映像作品のジャケット写真等の権利処理については、音楽配信サービスと同様です。

## 1. はじめに

---

これまで、音楽を聴く際には CD を、映画等を鑑賞する際には DVD 等を購入又はレンタルすることが一般的でした。

ところが、近年ではスマートフォンやタブレットの普及とともに、インターネットを通じて音楽や動画を視聴できる音楽・動画配信サービスが急速に普及してきており、これまでのビジネスモデルに変化が生じています。

また、今般の COVID-19 の感染拡大に伴い、外出を控えた消費行動を指す、いわゆる「巣ごもり消費」が世界中で拡大していることから、音楽・動画配信サービスの利用者も増加しているといわれ、配信サービスの市場は拡大傾向にあるといえます。

そこで、本稿では、これらの配信サービスを行うにあたり、著作権法（以下、「法」といいます。）上、いかなる権利処理が必要となるのかについて説明します。

## 2. 音楽配信サービスを行う際に必要な権利処理

---

音楽配信サービスには、様々な形態がありますが、大きく、ダウンロード型とストリーミング型に分類することができます。

ダウンロード型は、曲やアルバムごとに一定の価格が設定され、ユーザーが好みの音楽を購入してダウンロードするというものが一般的です。一方、ストリーミング型は、一定の料金を支払うことで楽曲が聴き放題の定額制音楽配信サービス（いわゆるサブスクリプション方式）が一般的となっています。

これらの音楽配信サービスは、権利者から許諾を得た上で、音源（いわゆる原盤（master recording））に収録された音源データをサーバーに保存し、一般ユーザーの求めに応じてこれを配信するというサービスとなっているため、音楽配信サービスを行う上で必要となる権利処理を検討するにあたっては、音源にいかなる権利が含まれるかを把握した上で適切な権利処理を行う必要があります。

音源には、以下に述べるとおり、①歌詞及び曲に関する著作権及び著作者人格権、②歌手等の実演家の著作隣接権及び実演家人格権、③レコード製作者の著作隣接権、④ジャケット写真等の著作権が含まれますので、それぞれの権利処理について確認します。

### （1）音楽著作権及び著作者人格権

音楽は、その歌詞及び曲がそれぞれ独立して著作物となりますので、これらを創作した作詞家及び作曲家が、それぞれ歌詞及び曲に関する著作権（以下、「音楽著作権」といいます。）及び著作者人格権を有することになります。

#### ア 音楽著作権

音楽著作権は、作詞家及び作曲家から、直接又は音楽出版社を介して、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、株式会社 NexTone などといった著作権等管理事業者に管理委託（信託譲渡）されていることが一般的です。

そのため、音楽著作権について権利処理を行う際には、当該楽曲が著作権等管理事業者によって管理されているかどうかを確認し、著作権等管理事業者に管理されている場合には、当該著作権等管理事業

者のホームページ等にて所定の手続きを行うことで、権利処理を行うことができます<sup>1</sup>。著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならないとされているため（著作権等管理事業者法 16 条）、所定の手続きを行い、一定の使用料を支払う限り、利用許諾を得ることができます。

当該楽曲が著作権等管理事業者により管理されていない場合には、音楽出版社又は作詞家及び作曲家に直接連絡を取り、音楽配信することについて利用許諾を得る必要があります。

#### イ 著作者人格権

財産権である音楽著作権と異なり、著作者人格権については、著作者の一身に専属し、譲渡することができないとされているため（法 59 条）、著作者である作詞家及び作曲家は、著作者人格権として、公表権<sup>2</sup>（法 18 条）、氏名表示権<sup>3</sup>（法 19 条）及び同一性保持権<sup>4</sup>（法 20 条）を有します。

もともと、既に公表された楽曲を配信するにあたっては、公表権は問題とならず、また、楽曲に編集等を行わずそのまま配信する場合には、同一性保持権も問題になりません。

氏名表示権についても、著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につき既に著作者が表示しているところに従って著作者名を表示できるとされているため（法 19 条 2 項）、CD 等が既に市販されているような場合にはその表示に従って、作詞家及び作曲家の氏名の表示を行えば足り、特に問題は生じないと考えられます。

### （2）実演家の著作隣接権及び実演家人格権

音源に歌唱や演奏が含まれる場合には、歌手や演奏家は、「実演家」（法 2 条 1 項 4 号）として、実演家の著作隣接権、実演家人格権を有します。

#### ア 実演家の著作隣接権

音楽配信サービスを行う際には、実演家の著作隣接権のうち、録音権<sup>5</sup>（法 91 条 1 項）及び送信可能化権<sup>6</sup>（法 92 条の 2 第 1 項）について権利処理を行う必要があります。

実演家の著作隣接権については、実演家がレコード会社に所属している場合には、レコード会社との間の専属実演家契約等により、レコード会社に譲渡されていて、実演家は権利譲渡の対価として実演家印

---

<sup>1</sup> 同一の楽曲であっても支分権（録音権、演奏権等）や利用形態（広告目的で行う複製、インタラクティブ配信等）ごとに管理する著作権等管理事業者が異なる場合もあるため、ご注意ください。音楽配信サービスを行う上では、当該楽曲の「配信」の利用分野についてどの著作権等管理事業者が管理しているか確認することが必要となります。

<sup>2</sup> 公表権とは、まだ公表されていない自分の著作物について、それを公表するかしないかを決定できる権利（無断で公表されない権利）をいいます（法 18 条）。

<sup>3</sup> 氏名表示権とは、自分の著作物を公表する際に、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば実名かペンネームかなどを決定できる権利をいいます（法 19 条）。

<sup>4</sup> 同一性保持権とは、自分の著作物の内容やタイトルを、自分の意に反して無断で改変（変更・切除等）されない権利をいいます（法 20 条）。

<sup>5</sup> 録音権とは、自分の実演を録音する権利をいいます。

<sup>6</sup> 送信可能化権とは、自分の実演を送信可能化（サーバー等に記録することにより、受信者からのアクセスがあり次第送信される状態に置くことをいいます。）する権利をいいます。

税を受領するのが一般的です。そのため、かかる場合には、音源について権利を有しているレコード会社から実演家の著作隣接権の利用について許諾を得ることになります。一方で、実演家がレコード会社に所属していない場合等には、実演家と直接連絡を取り、音楽配信について別途許諾を得る必要があります。

#### イ 実演家人格権

著作者人格権と同様、実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができないとされているため（法 101 条の 2）、実演家は、実演家人格権として、氏名表示権（法 90 条の 2 第 1 項）、同一性保持権（法 90 条の 3 第 1 項）を有します。

もともと、著作者人格権と同様、既に公表された楽曲に編集等を行わずそのまま配信する場合には、公表権や同一性保持権は問題になりません。

また、氏名表示権についても、実演を利用する者は、その実演家の別段の意思表示がない限り、その実演につき既に実演家が表示しているところから従って実演家名を表示することができる（法 90 条の 2 第 2 項）、CD 等が既に市販されているような場合にはその表示に従って、実演家の氏名の表示を行えば足り、特に問題は生じないと考えられます。

### （3）レコード製作者の著作隣接権

レコード（音源）に固定されている音を最初に固定した者はレコード製作者（法 2 条 1 項 6 号）として、レコード製作者（主にレコード会社）の著作隣接権を有します。

音楽配信サービスを行う際には、レコード製作者の著作隣接権のうち、レコード（音源）に関する複製権<sup>7</sup>（法 96 条）及び送信可能化権（法 96 条の 2）について、主にレコード会社から許諾を得る必要があります。

### （4）ジャケット写真等に関する著作権

市販されている CD は、ジャケットと呼ばれる外装に収容されて販売され、ジャケット写真等（イラストも含まれます。）が付されるのが通常です。ジャケット写真等は、「美術の著作物」（法 10 条 1 項 4 号）又は「写真の著作物」（同 8 号）にあたるため、音楽配信に際してこれらのジャケット写真等を利用したい場合には、ジャケット写真等に関する複製権及び送信可能化権等の権利処理が必要となります。

一般的には、ジャケット写真等に関する著作権は、CD を発売しているレコード会社が有していますので、レコード会社から複製及び送信可能化について許諾を得る必要があります。

## 3. 動画配信サービスを行う際の留意点

映画やテレビ番組等（以下、「映画等」といいます。）の映像作品を配信する動画配信サービスは、権利者から許諾を得た上で、映画等の映像データをサーバーに保存し、一般ユーザーの求めに応じてこれを配信するというサービスになっているため、動画配信サービスを行う上で必要となる権利処理を検討するにあたっては、映画等にはいかなる権利が含まれるかを把握した上で適切な権利処理を行う必要があります。

<sup>7</sup> 複製権とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製（複製）する権利をいいます。

ます。

映画等には、以下に述べるとおり、①映画等に関する著作権及び著作者人格権、②出演俳優等の実演家の著作隣接権及び実演家人格権、③映画等で使用される音楽に関する著作隣接権、④ジャケット写真等の著作権が含まれますので、それぞれの権利処理について確認します。

## （１）映画等に関する著作権及び著作者人格権

### ア 著作権

著作権法上の「映画の著作物<sup>8</sup>」（法２条３項）には、映画のみならず、テレビ番組等の映像作品も広く含まれると考えられています。映画の著作物の著作者は、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」（法１６条）とされており、監督やプロデューサー等がこれにあたることが多いものの、役職にかかわらず、作品の製作過程で果たした具体的な役割から判断されるため、作品ごとに個別の検討が必要となります。

映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属するとされているところ（法２９条１項）、映画監督等の著作者は、映画会社等の映画製作者との間で監督業務委託契約等を締結して映画の製作に参加するのが通常であるため、一般的には映画製作者が映像作品に関する著作権を原始的に有していることが多いと思います。

そして、動画配信サービスは、音楽配信サービス同様に、映像データをサーバーに保存し、一般ユーザーの求めに応じてこれを配信するというサービスとなるため、映像データの複製及び送信可能化について、映画製作者等の著作権者から許諾を得る必要があります。

また、原作となる小説や漫画や脚本等がある場合には、映画等はこれらを元に創作された二次的著作物になるため、理論的には、二次的著作物たる映画等を利用するに際しては、その原著作物である原作や脚本の利用についても権利処理を行う必要があるといえます。

しかしながら、作品の原作となる小説や漫画、脚本については、映画製作者が権利者から権利を取得し、又はその許諾を得ていることが多く、そのような場合には、単に映画製作者から許諾を得ることで足りります。

また、映画製作者が権利を取得していなかった場合においても、原作者の権利を管理している出版社や、脚本家が所属する団体などと交渉するケースが多く、原作者や脚本家との間で個別に交渉するケースはそれほど多くはないのが実情ですが、作品ごとに著作権の所在を把握することが重要です。

なお、映画等で使用される音楽の著作権の権利処理については、前述２．（１）アのとおりです。

### イ 著作者人格権

著作者人格権については、前述のとおり、第三者に譲渡できないため、通常は映画監督等が著作者人格権として、公表権、氏名表示権、同一性保持権を有します。ただし、前述２．（１）イと同様、既に公表された映像作品を配信するにあたっては、公表権は問題とならず、また、映像作品に編集等を行わない場合には同一性保持権も問題になりません。氏名表示権についても、DVD等が既に市販されているような場

---

<sup>8</sup> 映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとされています（法２条３項）。

合にはその作品の表示に従って、映画監督等の氏名の表示を行えば足り、特に問題は生じないと考えられます。なお、原作や脚本についての著作者人格権についても同様です。

## (2) 実演家の著作隣接権及び実演家人格権

### ア 実演家の著作隣接権

映画等には、俳優等の演技が含まれており、俳優等の実演家は、録音権及び録画権（法 91 条 1 項）、送信可能化権（法 92 条の 2 第 1 項）等の実演家の著作隣接権を有することになります。

もともと、実演家の著作隣接権については、実演家が映画の著作物に録音・録画することを許諾して映画等に出演していた場合には、実演家の著作隣接権は及ばなくなるため（いわゆるワンチャンス主義。法 91 条 2 項、92 条 2 項、92 条の 2 第 2 項）、動画配信サービスにおいては、実演家の著作隣接権の権利処理は通常問題となりません。

### イ 実演家人格権

俳優等の実演家は、実演家人格権を有しますが、この点についての権利処理は、前述 2. (2) イと同様です。

## (3) 映画等で使用される音楽に関する著作隣接権

映画等で使用される音楽についても、前述 2. (2) 同様に、歌手等の実演家は著作隣接権を有します。

もともと、前述の俳優等と同様に、その実演を映像においてシンクロ使用することを許諾した場合は、ワンチャンス主義により、それ以降の当該映像の利用について実演家としての著作隣接権が及ばなくなるため、実演家の著作隣接権については、通常問題とはなりません。

また、レコード製作者は、前述 2. (3) 同様に、レコード製作者の著作隣接権を有します。レコード製作者の著作隣接権については、映画製作者が映画等を製作するに際してレコード製作者から権利を取得している又は権利許諾を受けている場合が多く、そのような場合には、単に映画製作者から許諾を得れば足りることになるのが通常です。

## (4) ジャケット写真等に関する著作権

映画等についても、音楽同様に、市販されている DVD 等の外装にジャケット写真等が付されるのが通常で、これらもあわせて配信に利用したい場合にはその権利処理が必要となります。一般的には、映画等のジャケット写真等に関する著作権は、当該映画等の映画製作者が有していますので、映画製作者から複製及び送信可能化について許諾を得る必要があります。

## 4. 結語

以上のとおり、音楽や映像作品の製作には著作権法上、様々な権利者が関係しています。

そのため、音楽・動画配信サービスを行うにあたっては、当該権利者の権利侵害とならないよう、当該音楽・映像作品について誰が、どのような権利を有しており、誰の許諾を得る必要があるのかを把握した上で、適切な権利処理を行うことが必要となります。

以上